

令和5年度 宮崎市一般廃棄物処理実施計画

令和5年3月
宮崎市

目 次

第1章 計画の基本的事項 P 1

第1節 計画の位置づけ

第2節 計画の期間

第2章 ごみ処理実施計画 P 2

第1節 計画の人口

第2節 基本方針

第3節 ごみの処理区分及び処理主体

第4節 ごみの処理計画

第5節 収集運搬計画

第6節 中間処理計画

第7節 最終処分計画

第8節 目標達成への取組

第9節 ごみ処理総括表

第3章 生活排水処理実施計画 P 1 8

第1節 生活排水処理形態別計画処理人口

第2節 基本方針

第3節 生活排水の区分及び処理主体

第4節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

第5節 収集運搬計画

第6節 中間処理計画・最終処分計画

第7節 公設合併処理浄化槽整備計画

第8節 住民に対する広報・啓発活動

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、「第3次宮崎市一般廃棄物処理基本計画」の実施のために必要な事業について定める。

第2節 計画の期間

計画期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

※計画で記載されている表中の数値について、端数処理の関係から合計が合わないことがある。

第2章 ごみ処理実施計画

第1節 計画の人口

397,295人（令和5年度末住基人口推計値）

第2節 基本方針

ごみの減量を推進するため、積極的な排出抑制に取り組むとともに、徹底した分別指導、啓発により資源化を促進する。

第3節 ごみの処理区分及び処理主体

ごみの処理の区分ごとの処理主体は、以下のとおり。

1. 生活系ごみの処理主体

種類		処理の区分		処理主体
燃やせるごみ	収集運搬		宮崎市（委託）、排出者、許可業者	
	中間処理	焼却	宮崎市（直営施設・業務委託）	
	最終処分	埋立	宮崎市（直営施設・業務委託）	
燃やせないごみ 金属類	収集運搬		宮崎市（委託）、排出者、許可業者	
	中間処理	破碎 資源化	宮崎市（直営施設・業務委託）	
	最終処分	埋立	宮崎市（直営施設・業務委託）	
粗大ごみ	収集運搬		宮崎市（委託）、排出者、許可業者	
	中間処理	破碎 資源化 焼却	宮崎市（直営施設・業務委託）	
	最終処分	埋立	宮崎市（直営施設・業務委託）	
資源物	缶・びん	収集運搬		宮崎市（委託）、排出者、許可業者
		中間処理	資源化	宮崎市（直営施設・業務委託）
	ペットボトル	収集運搬		宮崎市（委託）、排出者、許可業者
		中間処理	資源化	宮崎市（直営施設・業務委託）
	プラスチック製 容器包装	収集運搬		宮崎市（委託）、排出者、許可業者
		中間処理	資源化	宮崎市（直営施設・業務委託）
	衣類・古紙	収集運搬		宮崎市（委託）、排出者、許可業者
		中間処理	資源化	宮崎市（委託）
	乾電池・温度計	収集運搬		宮崎市（委託）、排出者、許可業者
		中間処理	資源化	宮崎市（委託）
	蛍光管	収集運搬		宮崎市（委託）、排出者、許可業者
		中間処理	資源化	宮崎市（委託）
	特定家庭用機器	収集運搬		宮崎市（委託）、小売業者、排出者、許可業者
		中間処理	資源化	製造業者

種類		処理の区分		処理主体
資源物	パソコン	中間処理	資源化	製造業者、再生事業者
	小型家電※1	収集運搬		宮崎市（直営）
		中間処理	資源化	再生事業者
	破砕困難物	収集運搬		宮崎市（委託）、排出者、許可業者
		中間処理	資源化	宮崎市（委託）
	廃食用油	収集運搬		宮崎市（委託）
		中間処理	資源化	再生事業者

※引越しごみなど、一時的に多量に排出される場合は、排出者が処理施設に直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する。

※1：小型家電とは、デジタルカメラなどの精密機器（40品目）で回収ボックスの投入口（25センチ×10センチ）から入る大きさのもの。

2. 事業系ごみの処理主体

種類		処理の区分		処理主体
燃やせるごみ	収集運搬		排出者、許可業者	
	中間処理	焼却	宮崎市（直営施設・業務委託）	
	最終処分	埋立	宮崎市（直営施設・業務委託）	
燃やせないごみ 金属類	収集運搬		排出者、許可業者	
	中間処理	破砕 資源化	宮崎市（直営施設・業務委託）	
	最終処分	埋立	宮崎市（直営施設・業務委託）	
粗大ごみ	収集運搬		排出者、許可業者	
	中間処理	破砕 資源化 焼却	宮崎市（直営施設・業務委託）	
	最終処分	埋立	宮崎市（直営施設・業務委託）	
資源物	缶・びん	収集運搬		排出者、許可業者
		中間処理	資源化	宮崎市（直営施設・業務委託）
	ペットボトル	収集運搬		排出者、許可業者
		中間処理	資源化	宮崎市（直営施設・業務委託）
	プラスチック製 容器包装	収集運搬		排出者、許可業者
		中間処理	資源化	宮崎市（直営施設・業務委託）

第4節 ごみの処理計画

令和5年度の宮崎市におけるごみの排出量推計及び再資源化の方法及び量は、以下のとおり。

1. ごみの排出量推計

種類		合計 (t)	
宮崎市処理	燃やせるごみ	107,720	
	燃やせないごみ・金属類	6,316	
	可燃性粗大ごみ	1,777	
	不燃性粗大ごみ	1,404	
	資源物	缶・びん	3,846
		ペットボトル	1,773
		プラスチック製容器包装	3,995
		古紙	9,234
		衣類	1,187
		乾電池・温度計	94
		蛍光管	17
		特定家庭用機器・小型家電	53
		破碎処理困難物	15
		廃食用油	18
自己処理	資源物集団回収	862	
小計		138,312	
自己処理	生ごみ(※)	597	
	古紙(事業系)	16,968	
	特定家庭用機器・パソコン	2,278	
処分業許可業者	生ごみ	418	
	木くず	139	
	脱水汚泥・し尿処理汚泥	494	
小計		20,894	
総排出量		159,206	

※生ごみ処理器・電動生ごみ処理機による処理。

2. 再資源化の方法及び量

種類	再資源化の方法	処理見込量 (t)	処理施設等所在地
燃やせないごみ 金属類	破碎処理後、金属を回収し、圧縮して再生事業者へ売却する。	6,316	エコクリーンプラザみやざき リサイクル施設 宮崎市大字大瀬町字倉谷 6176 番 1他
不燃性粗大ごみ		1,404	
缶・びん	缶は、鉄、アルミに選別後再生事業者へ売却する。 びんは、色別に選別し、容器包装リサイクル法に基づき、再商品化事業者に引き渡す。	3,846	

種類	再資源化の方法	処理見込量 (t)	処理施設等 所在地
ペットボトル	選別後、圧縮・梱包を行い、 容器包装リサイクル法に基 づき、再商品化事業者に引き 渡す。	1,773	エコクリーンプラザみやざき リサイクル施設 宮崎市大字大瀬町字倉谷 6176 番 1他
プラスチック製 容器包装		3,995	
衣類・古紙	新聞・雑誌類・ダンボー ル・紙パック・衣類に選別後、 それぞれ再生事業者に引き 渡す。	27,389	再生事業者
乾電池・温度計	再生事業者に引き渡し、有 害物質を除去後、破砕処理し 再生利用を行う。	94	再生事業者
蛍光管	再生事業者に引き渡し、破 砕・選別後、有害物質を除去 し再生利用を行う。	17	再生事業者
特定家庭用機器	製造業者等に引き渡し、破 砕処理後、再生資源を分別 し、再生利用を行う。	2,309	再生事業者
小型家電	再生事業者に引き渡し、破 砕処理後、再生資源を分別 し、再生利用を行う。	17	再生事業者
廃食用油	拠点回収した廃食用油を 再生事業者へ売却する。	18	再生事業者
資源物集団回収 (缶・びん・古紙・廃 食用油)	資源物回収団体がそれぞ れの再生事業者に引き渡す。	862	再生事業者
生ごみ	一般廃棄物処分業許可業 者が、生ごみの破砕処理等 を行い、飼料等に製品化して 事業者へ売却する。	418	(株)宮崎環境開発センター 宮崎市日ノ出町 262 番地 1
			南九州ソイル(株) 宮崎市田野町字曲目乙 4744 番 30 他
			(有)クリーン・アース 宮崎市佐土原町下那珂字下ノ山 2940 番 88
木くず	一般廃棄物処分業許可業 者が、木くずを破砕処理後、 再生事業者へ売却する。	139	(株)環境未来恒産 宮崎市大字細江 4066 番地 2
			西技工業(株) 宮崎市高岡町浦之名 4624 番地 2
			(有)末原産業 宮崎市田野町乙 9731 番 1

第5節 収集運搬計画

1. 生活系ごみ

(1) 収集運搬方法

引越しごみなど、一時的に多量に排出される場合は、排出者が処理施設に直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する。

種類	収集運搬者	収集見込量 (t)	回数	収集方法	備考	
燃やせるごみ	宮崎市 (委託)	67,072	週2回	戸別・集積所		
燃やせないごみ 金属類	宮崎市 (委託)	2,983	月1回	戸別・集積所		
粗大ごみ	宮崎市 (委託)	307	随時	戸別・集積所		
資源物	缶・びん	宮崎市 (委託)	3,715	月2回	戸別・集積所	
	ペットボトル	宮崎市 (委託)	1,720	月2回	戸別・集積所	
	プラスチック製 容器包装	宮崎市 (委託)	3,974	週1回	戸別・集積所	
	衣類・古紙	宮崎市 (委託)	10,383	月4回	戸別・集積所	
	乾電池・温度計	宮崎市 (委託)	94	月1回	戸別・集積所	
	蛍光管	宮崎市 (委託)	17	月1回	戸別・集積所	
	特定家庭用機器	宮崎市 (委託)	36	随時	戸別・集積所	
	小型家電	宮崎市 (直営)	17	(南部) 随時	拠点回収	
	破砕処理困難物	宮崎市 (委託)	15	月1回	戸別・集積所	
	廃食用油	宮崎市 (委託)	18	随時	拠点回収	
総計		90,351				

(2) 直接搬入方法

種類		収集運搬者	排出見込量 (t)
燃やせるごみ		排出者	3,171
燃やせないごみ・金属類		排出者	3,263
粗大ごみ		排出者 許可業者	2,806
資源物	缶・びん	排出者	3
	ペットボトル	排出者	2
	プラスチック製 容器包装	排出者	0
	衣類・古紙	排出者	39
	乾電池・温度計	排出者	0
	蛍光管	排出者	0
	破碎処理困難物	排出者	0
総計			9,284

※排出者が、引越し等で多量にごみを出す場合で市での対応が困難な際には、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼する場合があります。

2. 事業系ごみ

直接搬入方法

種類		収集運搬者	収集見込量 (t)	
燃やせるごみ		排出者 許可業者	37,477	
燃やせないごみ・金属類		排出者 許可業者	71	
粗大ごみ		排出者 許可業者	67	
資源物	缶・びん	排出者 許可業者	128	
	ペットボトル	排出者 許可業者	51	
	プラスチック製 容器包装	排出者 許可業者	21	
	小 計			37,815
	自己処理又は 処理施設	古紙	排出者 許可業者	16,968
		生ごみ	排出者 許可業者	418
		木くず	排出者 許可業者	139
小 計			17,525	
総 計			55,340	

※排出者が処理施設に直接搬入するものを除き、一般廃棄物収集運搬業許可業者への個別委託による収集となる。

※自己処理又は処理施設とは、エコクリーンプラザみやざき以外で処理されるもの。

3. 在宅医療廃棄物の取り扱い

注射針など針の付いたものについては、宮崎市郡医師会・宮崎市郡薬剤師会の協力を得て、処方された医療機関または調剤薬局で回収を行う。インターネット等を利用して遠方より取り寄せるなど、処方された医療機関または薬局での回収が困難なものについては、宮崎市郡薬剤師会直営の薬局（市内4箇所）で回収を行う。

針のついてないものについては、燃やせるごみで収集・処理を行う。

4. 一般廃棄物収集運搬業（ごみ）の許可の方針

ごみの収集運搬量に急激な増加が見込まれないことから、現行の許可体制を維持する。

第6節 中間処理計画

1. 焼却

燃やせるごみは、エコクリーンプラザみやざき焼却施設において処理を行う。

施設名	エコクリーンプラザみやざき 焼却施設	
所在地	宮崎市大字大瀬町字倉谷 6176 番 1 他	
処理品目	燃やせるごみ	
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉	
処理能力	579 t / 24 h (193 t / 24 h × 3 基)	
発電能力	11, 200 k w	
搬入者別の廃棄物の内訳 (t)	宮崎市 (委託)	67, 072
	許可業者	26, 388
	直接搬入	14, 260
	総 計	107, 720
焼却残さ (t)	飛灰固化物等 (※)	13, 629
有価成形品 (t)	788	

※飛灰固化物のほか、焼却灰、焼き鉄残渣、焼却不適物を含む。

2. 破碎

可燃性粗大ごみは、エコクリーンプラザみやざきにおいて粗破碎機にかけ細かくしてから焼却施設に送り焼却する。金属類を含んだ燃やせないごみは、エコクリーンプラザみやざきにおいて高速回転破碎機のハンマで細かく砕き、可燃不燃等を選別機等により可燃性残さ、不燃性残さ、鉄・アルミ類に分類する。

可燃性残さは、エコクリーンプラザみやざき焼却施設で中間処理した後に、埋立処分する。

不燃性残さは、リサイクル残さとして、埋立処分する。

そして、鉄・アルミ類から生成される成形品は有価物として売却する。

施設名	エコクリーンプラザみやざき リサイクル施設	
所在地	宮崎市大字大瀬町字倉谷 6176 番地 1 他	
処理品目	燃やせないごみ、金属類、粗大ごみ	
処理方式	破碎	
処理能力	160.8 t / 5 h	
搬入者別の廃棄物の内訳 (t)	宮崎市 (委託)	3, 290
	許可業者	41
	直接搬入	6, 166
	総 計	9, 497
リサイクル残さ (t)	1, 781	
有価成形品 (t)	1, 952	

3. 選別・圧縮

缶・びんはエコクリーンプラザみやざきに搬入後破除袋機に投入し、袋等の可燃性残さを取り除いた後、手選別によって不燃性残さを取り除き、缶は、スチール缶、アルミ缶に、びんは、茶色、無色、その他の色に分別し、資源化する。

可燃性残さは、エコクリーンプラザみやざき焼却施設で中間処理した後に、埋立処分する。また、不燃性残さは、エコクリーンプラザみやざきリサイクル施設内不燃物処理施設にて破砕・圧縮したのち、リサイクル残さとして、埋立処分する。

施設名		エコクリーンプラザみやざき リサイクル施設	
所在地		宮崎市大字大瀬町字倉谷 6176 番地 1 他	
処理品目		缶・びん	
処理方式		選別・圧縮	
処理能力	缶類	34.4 t / 5 h	
	びん類	29.8 t / 5 h	
搬入者別の廃棄物の内訳 (t)		宮崎市 (委託)	3,715
		許可業者	127
		直接搬入	5
		総 計	3,846
資 源 化 (t)		2,079	

4. 選別・圧縮梱包

ペットボトル・プラスチック製容器包装は、エコクリーンプラザみやざきに搬入後、破袋機に投入し、袋等の可燃性残さを取り除いた後、手選別により異物を取り除き資源化する。

可燃性残さは、エコクリーンプラザみやざき焼却施設で中間処理した後に、埋立処分する。

施設名		エコクリーンプラザみやざき リサイクル施設	
所在地		宮崎市大字大瀬町字倉谷 6176 番地 1 他	
処理品目		ペットボトル、プラスチック製容器包装	
処理方式		選別・圧縮梱包	
処理能力	ペットボトル圧縮梱包機	13.8 t / 5 h	
	プラスチック製容器包装圧縮梱包機	27.6 t / 5 h (13.8 t / 5 h × 2 基)	
搬入者別の廃棄物の内訳 (t)		宮崎市 (委託)	5,694
		許可業者	67
		直接搬入	8
		総 計	5,768
資 源 化 (t)		4,321	

※なお、宮崎市から排出される一般廃棄物に加えて、周辺9市町村（国富町、綾町、西都市、新富町、高鍋町、川南町、都農町、木城町、西米良村）から排出される一般廃棄物（国富町、綾町以外は燃やせるごみのみ）の処理を行っている。

5. 一般廃棄物処分業許可業者による処分

取り扱う 廃棄物の種類	生ごみ		木くず			生ごみ 脱水汚泥 し尿処理汚泥	し尿処理汚泥
収集運搬主体	直接搬入・許可業者						
処理区分	中間処理						
処理主体	許可業者						
事業者名	(有)クリーン・アース	(株)宮崎環境開発センター	(株)環境未来恒産	西技工業(株)	(有)末原産業	南九州ソイル(株)	(株)保全
処理施設所在地	宮崎市佐土原町下那珂字下ノ山2940番88	宮崎市日ノ出町262番地1	宮崎市大字細江4066番地2	宮崎市高岡町浦之名4624番地2	宮崎市田野町乙9731番1	宮崎市田野町字曲目乙4744番30他	宮崎市高岡町浦之名字小田元4886番地119
処分の方法	発酵	破碎				高速(発酵)堆肥化	
処分先	飼料原料として販売		燃料として販売	近隣の畜産農家へ敷料として販売	燃料、家畜敷料及び農業用資材として販売	肥料として販売	
処分量 (t)	6	412	0	111	127	808	343
うち宮崎市域 (t)	6	412	0	12	127	494	0
うち宮崎市域外 (t)	0	0	0	99	0	313	343

※宮崎市域外で発生した一般廃棄物の処分については、関係自治体からの事前の通知の上で域内搬入を認めるものを除き、原則これを認めない。

6. 一般廃棄物処分業の許可の方針

市による処理が困難であるものを処分する者及び市の処理では資源化等が困難であるものの資源化等を行う者に対しては、一般廃棄物処分業許可を付与し、リサイクルを推進する。

第7節 最終処分計画

最終処分については、エコクリーンプラザみやざき一般廃棄物最終処分場、佐土原町一般廃棄物埋立処理場、田野町一般廃棄物最終処分場、高岡町一般廃棄物最終処分場及び清武町一般廃棄物最終処分場の埋立枠を調整するなど連携した施設運営を図ると共に、国富町など近隣自治体と協調して最終処分を行っていく。

なお、エコクリーンプラザみやざきから発生した焼却灰及びリサイクル残さの一部については、田野町一般廃棄物最終処分場、高岡町一般廃棄物最終処分場、清武町一般廃棄物最終処分場及び佐土原町一般廃棄物埋立処理場に埋立処分する。

また、リサイクル残さの一部については、国富町一般廃棄物埋立処分場、綾町一般廃棄物最終処分場での埋立処分を行う。

(1) エコクリーンプラザみやざき一般廃棄物最終処分場

所在地	宮崎市大字大瀬町字倉谷 6176 番 1 他	
埋立面積	43,618m ²	
埋立容量	455,353m ³	
廃棄物の内訳 (t)	燃やせないごみ (直接埋立物)	383
	飛灰固化物	3,023
	焼却灰	7,296
	金属残さ	0
	焼却不適物	1,598
	リサイクル残さ	30
埋立物計 (t)		12,330
覆土等 (t)		4,113
総計 (t)		16,443
見込残容量 (令和5年3月末現在、最終覆土を含まない)		134,606m ³

※面積及び容量については、4町を含む宮崎市持分を計上している。

埋立物はセル方式により埋立て、バックホウによる締固を行う。

(2) 佐土原町一般廃棄物埋立処理場

所在地	宮崎市佐土原町西上那珂 3378 番地	
埋立面積	20,000m ²	
埋立容量	123,000m ³	
廃棄物の内訳 (t)	焼却灰	2,000
	リサイクル残さ	0
埋立物計 (t)		2,000
覆土等 (t)		3,110
総計 (t)		5,110
見込残容量 (令和5年3月末現在、最終覆土を含まない)		29,806m ³

(3) 田野町一般廃棄物最終処分場

所在地	宮崎市田野町乙 2003 番地 1	
埋立面積	4,493m ²	
埋立容量	16,185m ³	
廃棄物の内訳 (t)	焼却灰	750
	リサイクル残さ	0
埋立物計 (t)		750
覆土等 (t)		200
総計 (t)		950
見込残容量 (令和5年3月末現在、最終覆土を含まない)		4,076m ³

(4) 高岡町一般廃棄物最終処分場

所在地	宮崎市高岡町上倉永 1207 番地 32	
埋立面積	2,210m ²	
埋立容量	8,300m ³	
廃棄物の内訳 (t)	リサイクル残さ	800
	埋立物計 (t)	0
覆土等 (t)		0
総計 (t)		800
見込残容量 (令和5年3月末現在、最終覆土を含まない)		2,345m ³

※保有水の水質の安定化を図るため埋立てを見合わせており、総計が0となっている。

(5) 清武町一般廃棄物最終処分場

所在地	宮崎市清武町今泉甲 4212 番地 2	
埋立面積	10,000m ²	
埋立容量	54,000m ³	
廃棄物の内訳 (t)	焼却灰	500
	リサイクル残さ	0
埋立物計 (t)		500
覆土等 (t)		100
総計 (t)		600
見込残容量 (令和5年3月末現在、最終覆土を含まない)		29,266m ³

第8節 目標達成への取組

(1) 減量・再資源化事業

No.	施策名	内容
①	資源物集団回収推進事業	古紙・缶・びん・家庭用廃食用油の集団回収事業を推進することで、地域における再資源化の取組を支援する。
②	生ごみ処理器支給・家庭用電動生ごみ処理機購入費補助事業	家庭から排出される生ごみを自家処理して、生ごみの減量化及び堆肥化の推進を図るため、生ごみ処理器を希望者に無料で支給、または電動生ごみ処理機の購入費に対する補助金を交付する。 また、使い方研修会を開催し、自家処理の一層の推進に努める。
③	使用済小型家電品回収事業	家電製品に使われている希少金属を有効活用しリサイクルを進めるため、小型家電回収ボックスを市内の指定場所に設置し、回収を行う。 エコクリーンプラザみやざきにおいて、ピックアップ回収を行う。 回収した小型家電品はリサイクル事業者に売却後、希少金属が抽出されリサイクルされる。
④	生ごみの水切りの推進	生ごみの水切りを推進し、ごみの減量化に努める。
⑤	地域団体等との連携	生ごみの自家処理による家庭菜園や、地域ぐるみで堆肥化をしている地区の見学会を実施し、生ごみの減量化を推進する。 家庭ごみの減量モニターを地域自治区ごとに募り、研修会を実施する。
⑥	事業所との連携	商業施設で、買い物客に対しごみ分別や減量に関する啓発を行う。 スーパー等に設置している資源物の回収ボックスを広く啓発する。
⑦	事業所への適正排出指導	市内の事業所へ廃棄物処理方法のマニュアルの配布や個別訪問により、ごみ分別と資源化推進の指導を行う。
⑧	ごみ排出状況の現状を把握・分析	ごみ排出状況の現状を把握・分析し、資源化できるごみの実態を調査する。

(2) 啓発事業

No.	施策名	内容
①	ごみ分別説明会及び市政出前講座の開催	自治会、婦人会、高齢者団体等の会合や、小中学校等の家庭教育学級、子育て支援センターに集まる母親等に説明会や出前講座を開催し、ごみ減量に関する意識の高揚を図る。 また、小さいときからごみ分別を意識づける試みとして、幼稚園と保育所で、ごみ減量講座を年間を通して実施するほか、小中学校に対して、廃棄物に係る統計情報等の提供や授業への職員派遣を行う。
②	各種イベント等での啓発活動	地域で実施される文化祭や各種イベントでの依頼に応じ、ごみ減量コーナーを設置し、パネル展示、分別クイズの実施、啓発品の配布等でごみ減量に関する意識の高揚を図る。
③	事業系一般廃棄物の減量促進	事業用大規模建築物の所有者等に対し、事業系一般廃棄物減量計画書の提出と、廃棄物管理責任者の選任を義務付ける。 事業所の立入検査や研修会を行い、分別の徹底や資源化推進の指導を行う。
④	こども5R学習事業	市立小学4年生を対象に「買い物ゲーム」を実施し、児童にごみの発生とその処理費用及びごみ減量の必要性を考えさせ、環境問題に関する意識向上を図るとともに、家庭や地域での5Rへの取組を定着させる。
⑤	「リサイクル情報ネットワーク」事業	一般家庭において不用になり、修理せずに再利用できる物品について広く紹介して再利用することにより、ごみ減量化を進めるとともにリユース意識の高揚を図る。

No.	施策名	内容
⑥	ごみ減量アドバイザーによる啓発活動	ごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するため、地域と密着した活動を展開している人材を、ごみ減量アドバイザーとして委嘱し、各種行事や地域の会合において、ごみ分別指導や啓発を行い、「ごみ減量とリサイクル」の意識の高揚を推進する。
⑦	キャラクター（リサイクルマン、エコガルー）を使用した啓発活動	ごみ減量とリサイクル運動のシンボルキャラクター「リサイクルマン」とエコバッグ利用推進イメージキャラクター「エコガルー」の着ぐるみを活用するとともに、啓発品にもキャラクターのイラストを使用し作成配布する。
⑧	「ごみと資源物の分け方・出し方ハンドブック」の作成・配布	「ごみと資源物の分け方・出し方」ハンドブック（広告入り）を作成し、平成31年3月1日から配布中。
⑨	資源物持ち去り防止対策の実施	家庭から集積所に排出された空き缶や古紙等資源物の持ち去り行為を根絶するため、対策を行う。
⑩	リサイクル推進事業	市立小学校に専門知識を有する市民団体を派遣し、資源を守る心を育てるとともに、リサイクルに対する意識の高揚を図ることを目的に、家庭から排出される資源物を使ったリサイクル教室（牛乳パックを利用したはがきづくり教室、廃食用油を利用した廃油キャンドルづくり教室）を開催する。
⑪	HPへの5R啓発記事の掲載	本市のホームページに、5Rに関する啓発記事を随時掲載する。
⑫	大規模災害に備えた事前の体制整備	宮崎市災害廃棄物処理計画に基づき、平常時から災害時における分別説明会等を実施し、事前の体制の整備に努める。
⑬	宮崎市環境学習交流施設における環境啓発等	廃棄物の減量、再利用及び再生利用の促進に関する情報提供等を通じて、循環型社会に対する意識の啓発等を図るとともに、廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーの有効な利用状況の体験を通じて、市民の健康の維持及び増進を図る。

(3) 環境美化事業

No.	施策名	内容
①	分別大使の登録	一般廃棄物の適正処理、減量化、資源化、地域の清潔の保持等ボランティアとして活動する自治会選任の分別大使を登録し、自治会活動を基本とした市民と市の協働による地域環境美化活動を推進する。 分別大使研修会を開催し、資質の向上に努める。
②	環境美化の日の設定	6月の第1日曜日を「環境美化の日」と設定し、自治会の協力を得て、日頃清掃が行き届いていない公共の場所などの清掃を実施し、地域の環境美化及び保全に努める。
③	市民一斉清掃への協力	年1回（毎年11月の第2日曜日）市民総参加のもと実施し、道路や空地をはじめ、公共の場である公園、海岸、松林、河川敷などの重点的領域を定めた清掃活動に協力する。
④	ボランティア袋の配付	清潔な生活環境の保持を目的として、集積所や道路等のボランティア清掃活動に対して、回収したごみを排出する際に使用する環境美化ボランティア袋を配付する。
⑤	不法投棄対策	不法投棄禁止看板の支給や市民等からの情報提供による不法投棄調査を実施するとともに、不法投棄常習地区における定期パトロールを強化する。
⑥	ごみのぼい捨て・路上喫煙対策	条例により、市内全域でごみのぼい捨てを禁止するとともに、公共の場所での喫煙に一定の制限を加え、啓発にも努める。 特に、条例により指定した「美化推進区域」及び「路上喫煙制限区域」では、環境美化監視員が定期的に巡回を行い、ごみのぼい捨てや指定喫煙所以外での喫煙について監視指導を行う。

第9節 ごみ処理総括表

ごみ等の種類		処理施設・主体等	収集区分等		処理量 (t)	
宮 崎 市 処 理	燃やせるごみ (可燃性粗大含む)	エコクリーンプラザみやざき 焼却施設	宮崎市(委託)		67,197	
			許可業者		26,410	
			直接搬入		15,890	
			計		109,497	
			焼却残さ	飛灰固化物	13,629	
			リサイクル量(1)		788	
	燃やせないごみ 金属類	エコクリーンプラザみやざき 一般廃棄物最終処分場	宮崎市(委託) 許可業者 直接搬入	直接埋立量		383
						1,349
						0
						0
						6
		エコクリーンプラザみやざき リサイクル施設及び各町処分場	宮崎市(委託)		2,983	
			許可業者		19	
			直接搬入		3,315	
			小計		6,316	
			計		7,720	
	リサイクル量(2)		1,952			
	リサイクル残さ		1,781			
	粗大ごみ (不燃性粗大)	宮崎市(委託)		182		
		許可業者		0		
		直接搬入		1,222		
		小計		1,404		
	資 源 物	缶・びん	エコクリーンプラザみやざき リサイクル施設	宮崎市(委託)		3,715
				許可業者		127
				直接搬入		5
				計		3,846
				リサイクル量(3)		2,079
ペットボトル		エコクリーンプラザみやざき リサイクル施設	宮崎市(委託)		1,720	
			許可業者		50	
			直接搬入		3	
			計		1,773	
			リサイクル量(4)		1,340	
プラスチック 製容器包装		エコクリーンプラザみやざき リサイクル施設	宮崎市(委託)		3,974	
			許可業者		17	
			直接搬入		4	
			計		3,995	
リサイクル量(5)		2,980				
衣類・古紙		再生事業者	宮崎市(委託)		10,383	
	直接搬入		39			
	計		10,421			
	リサイクル量(6)		10,407			

ごみ等の種類		処理施設・主体等	収集区分等	処理量 (t)
宮崎市処理	資源物	乾電池・温度計	宮崎市（委託）	94
			直接搬入	0
			計	94
			リサイクル量（7）	94
		蛍光管	宮崎市（委託）	17
			許可業者・直接搬入	0
			計	17
			リサイクル量（8）	16
		特定家庭用機器	宮崎市（委託）	36
			リサイクル量（9）	36
		小型家電	宮崎市（直営）	17
			リサイクル量（10）	17
		破砕処理困難物	委託・許可業者・直接搬入	15
			リサイクル量（11）	15
廃食用油	宮崎市（委託）	18		
	リサイクル量（12）	18		
自己処理	資源物集団回収	宮崎市（委託）	862	
		リサイクル量（13）	862	
小計①				138,312
自己処理		生ごみ（生ごみ処理器・電動生ごみ処理機）	597	
		衣類・古紙（事業系）（14）	16,968	
		特定家庭用機器・パソコン（15）	2,278	
小計②				19,843
処分業 許可業者		生ごみ	418	
		木くず	139	
		脱水汚泥・し尿処理汚泥	494	
小計③（16）				1,051
リサイクル量		(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16)	40,901	
総排出量（①+②+③）				159,206

第3章 生活排水処理実施計画

第1節 生活排水処理形態別計画処理人口

計画処理人口（人）		397,977
水洗化人口（人）	公共下水道	348,060
	農業集落排水	10,308
	合併処理浄化槽	19,596
非水洗化人口（人）	単独処理浄化槽	11,523
	し尿汲み取り	8,490

※計画処理人口は、令和4年度末現住人口（推計値）に対し、実績等を踏まえて補正を行ったものであるため、住基人口に換算しているごみ処理実施計画の人口とは一致しない。

第2節 基本方針

合併処理浄化槽の更なる普及と、浄化槽の適正管理を推進するとともに、排出されたし尿及び浄化槽汚泥等を適正に処理し、環境負荷の軽減に努める。

第3節 生活排水の区分及び処理主体

生活排水の処理の区分ごとの処理主体は、以下のとおり。

種類	排出者	処理の区分		処理主体
し尿	一般家庭 事業所	収集運搬		宮崎市（委託）
		中間処理	希釈 焼却 濃縮脱水 堆肥化	宮崎市（直営施設・委託業務） 許可業者
浄化槽汚泥	一般家庭	収集運搬		許可業者
		中間処理	濃縮 焼却 濃縮脱水 堆肥化	宮崎市（直営施設・委託業務） 許可業者
	事業所	収集運搬		許可業者、排出者
		中間処理	濃縮 焼却 濃縮脱水 堆肥化	宮崎市（直営施設・委託業務） 許可業者
焼却灰（中間処理後）	最終処分	埋立	宮崎市（直営施設・委託業務）	

第4節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

種類	合計（kl）
し尿	8,133
浄化槽汚泥	22,127
脱水汚泥・し尿処理汚泥	775
総排出量	31,035

第5節 収集運搬計画

1. し尿・浄化槽汚泥収集運搬計画

種類	処理主体	事業者		収集頻度	方法	収集見込量(kl)	区域	
		所在地						
し尿	宮崎市 (委託)	(株)宮崎衛生公社 宮崎市北権現町 87 番地		原則として 月1回	バキューム車	3,392	旧宮崎市域	
		(有)佐土原サニタリー 宮崎市佐土原町下田島 16751 番地		原則として 月1回	バキューム車	1,619	佐土原町域	
		(株)産商 東諸県郡国富町大字田尻 2072 番地 4		原則として 月1回	バキューム車	3,122	田野町域 高岡町域 清武町域	
浄化槽	汚泥	許可業者	(株)宮崎環境開発センター 宮崎市日ノ出町 253 番地		原則として 年1回以上	バキューム車	5,320	旧宮崎市域
			(有)佐土原サニタリー 宮崎市佐土原町下田島 16751 番地		原則として 年1回以上	バキューム車	5,873	佐土原町域
			(株)産商 東諸県郡国富町大字田尻 2072 番地 4		原則として 年1回以上	バキューム車 ローリー車	10,934	田野町域 高岡町域 清武町域
	脱水汚泥	許可業者	(株)保全 宮崎市大字本郷北方 2269 番地 1		随時	ダンプ車	0	旧宮崎市域
し尿・浄化槽 汚泥を中間処 理施設で処理 した後の汚泥	直接搬入	宮崎市上下水道局		随時	移動脱水車	281	旧宮崎市域 田野町域 清武町域	
	許可業者	(株)保全 宮崎市大字本郷北方 2269 番地 1 (株)南九州ソイル 宮崎市田野町乙 3118 番地 2		随時	ダンプ車	494	田野町域 高岡町域	

※し尿（仮設トイレ）の収集頻度は随時。

2. し尿の収集体制

し尿の収集量は、公共下水道等の普及により減少傾向にあることから、旧市町域における委託を継続し、安定的な処理体制を堅持する。

3. 一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥）の許可の方針

浄化槽汚泥の収集量は、公共下水道等の普及により減少傾向にあることから、旧市町域における許可を継続し、安定的な処理体制を堅持する。

第6節 中間処理計画・最終処分計画

・宮崎市佐土原クリーンパーク

所在地	宮崎市佐土原町下田島 18777 番地 2	
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理	
処理能力	43kl/日	
搬入される廃棄物の 内訳量 (kl)	し尿	1,619
	浄化槽汚泥	5,873
	総計	7,492

宮崎市佐土原クリーンパークで脱水したし尿処理汚泥及びし^き渣等については、エコクリーンプ

ラザみやざき焼却施設で中間処理後、エコクリーンプラザみやざき一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行う。

・宮崎市衛生処理センター

所在地	宮崎市大字田吉字番所下 4853 番地 9	
搬入される廃棄物の 内訳量 (k1)	し尿	6,514
	浄化槽汚泥	16,254
	総計	22,768

宮崎市衛生処理センターでは内之八重処理場の閉鎖に伴い、旧宮崎市域に加え、佐土原町域を除く旧 3 町域から排出されたし尿及び浄化槽汚泥等の受入れを行う。

宮崎市衛生処理センターで希釈されたし尿は、隣接する公共下水道大淀処理場へ移送し処理を行う。濃縮された浄化槽汚泥は、公共下水道大淀処理場へ移送し脱水処理を行い、エコクリーンプラザみやざき焼却施設で中間処理後、エコクリーンプラザみやざき一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行う。

また、処理の過程で生じるし^さ渣等については、エコクリーンプラザみやざき焼却施設で中間処理後、エコクリーンプラザみやざき一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行う。

第 7 節 公設合併処理浄化槽整備計画

年度	区分	人槽区分			計
		5 人槽	7 人槽	10 人槽～	
～R3 (実績累計)		(1,489)	(433)	(82)	(2,004)
R4		114	28	8	150
R5		115	27	8	150

第 8 節 住民に対する広報・啓発活動

生活排水については、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽の設置を推進することで衛生的な処理を拡大していく。また、良好な水環境を保つため、浄化槽の適正な維持管理に関する積極的な広報・啓発に努める。

令和5年度 宮崎市一般廃棄物処理実施計画
〒880-8505
宮崎県宮崎市橘通西一丁目1番1号
電話：0985-21-1761 / FAX：0985-22-0405